

鳥取県告示第464号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	地域移行支援、地域定着支援	平成24年7月1日